

北海道ヘルスケア産業振興協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本協議会は、「北海道ヘルスケア産業振興協議会」（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条

本協議会は、事務局を株式会社北海道二十一世紀総合研究所内におく。

(目的)

第3条

本協議会は、北海道において、医療・介護機関と民間サービス事業者等との連携を促進することで、地域特性をふまえたヘルスケア産業を創出・育成し、地域における住民の健康寿命延伸、新産業・雇用創出、医療費適正化に貢献することを目的とする。

第4条

本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整及び関係団体との連携
- (2) 地域における公的保険外サービスの実践
- (3) 地域資源を活用した「医・農商工連携」の実践
- (4) ヘルスケア産業創出のためのプラットフォームの構築
- (5) ヘルスケア産業に関する情報収集・情報発信
- (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員及び入会)

第5条

本協議会は、前条の目的に賛同する者（以下「会員」という。）により構成する。

2 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を本協議会の会長に提出することで、その資格を得るものとする。但し、会員は、原則、北海道内に事業所を有し、かつ、医療・福祉分野やヘルスケア分野の事業を行っている者、または、今後取り組みたい者、ヘルスケア産業を支援する者であることを条件とする。

3 会員は、名称、所在地もしくは連絡先に変更があった場合、遅滞なくその旨を事務局に届け出なければならない。

(会員の種別)

第6条

本協議会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 法人、団体、個人事業主、個人事業主を除く個人等
- (2) 特別会員（議決権を有しない） 国、自治体、及びこれに準ずる公的機関

(会費)

第7条

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費 10,000円/口、1口以上
- (2) 特別会員 年会費 なし

(退会)

第8条

会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が本協議会の目的に反する行為をした場合、もしくは本協議会の名誉を毀損した場合、または本規約に違反した場合には、役員会の議決によりこれを退会とすることができる。

(除名)

第9条

会員が次のいずれかに該当するときは役員会の理事全員の決議により、これを除名することができる。

- (1) 会費を2カ年間以上納入しないとき。
- (2) 本協議会の名誉を毀損し、又はその設立の主旨に反する行為をしたとき。

(会費及び拠出金品等の不返還)

第10条

退会又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第11条

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1人

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条

会長は、本協議会を代表し業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し業務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、本協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

(役員任期)

第13条

役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第15条

役員報酬は無償とする。

第16条

本協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問の設置は、役員会の承認を得るものとする。

第4章 会議

(会議)

第17条 本協議会の会議は、総会、役員会及びワーキンググループの3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会はこの規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本協議会の運営に関する重要な事項

2 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条

通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 役員会は、会長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(議長)

第21条

総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条

会議は総会においては正会員、役員会においては理事の委任状を含めて3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条

総会の議事は、出席正会員の委任状を含めて過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 役員会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第24条

やむを得ない理由のために会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(ワーキンググループ)

第25条

本協議会の組織として、事業の円滑な遂行のために必要なワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの設置は、会員の発意を受け、役員会が決定する。

3 ワーキンググループの設置及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条

本協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費（負担金を含む）
- (2) 寄付金品
- (3) その他

(年度)

第27条

本協議会の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条

この規約は、総会において委任状を含めて正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

第31条

(解散及び残余財産の処分)

協議会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 協議会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。
 - (2) 総会において正会員の委任状を含めて4分の3以上の同意があったとき。
- 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

付 則

- 1 第1期の運営委員は「北海道ヘルスケアサービス創造研究会」委員をもって充てるものとする。
- 3 後援名義取扱要綱は別途定める。
- 4 この規約は平成27年4月1日から施行するものとする。
- 5 制定・改正
 - 制定 平成27年3月6日
 - 改正 平成28年8月19日
 - 改正 平成29年3月13日